

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報公開

令和3年11月分

公共工事の 名称、場所、 期間及び種別	契約担当等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の 区分	国所管、都 道府県所 管の区分	応札・ 応募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報公開

令和3年11月分

公共工事の 名称、場所、 期間及び種別	契約担当等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によることと した会計法令の根拠 条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役 員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、都 道府県所 管の区分	応札・ 応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報公開

令和3年11月分

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 インクボトル	東北補給処 調達会計部長 小松 大地 仙台市宮城野区 南目館1-1	R3.11.11	(株)エディオン法人 営業部中部支店 愛知県名古屋市中 村区名駅南2丁目4 番22号	3240001041231	一般競争		4,368,364					単価契約
2 インクボトル	東北補給処 調達会計部長 小松 大地 仙台市宮城野区 南目館1-1	R3.11.11	(株)エディオン法人 営業部中部支店 愛知県名古屋市中 村区名駅南2丁目4 番22号	3240001041231	一般競争		4,368,364					単価契約
3 産業廃棄物処理委託	東北補給処 調達会計部長 小松 大地 仙台市宮城野区 南目館1-1	R3.11.16	(株)ビホロ 宮城県牡鹿郡女川 町浦宿浜字浦宿75 番地の5	8370305000642	一般競争	4,998,582	3,883,000	77.7%				
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報公開

令和3年11月分

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 RIM	東北補給処 調達会計部長 小松 大地 仙台市宮城野区 南目館1-1	R3.11.26	(株)小松製作所特 機事業本部 東京都港区赤坂2- 3-6	1010401010455	本契約履行に際し公募 を実施したが、応募者 が契約相手方1者のみ であったため。 (根拠法令:会計法第2 9条の3第4項)	31,997,295	31,997,295	100.0%	-				
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。